金融円滑化法期限到来後の取組みについて

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当金庫は、中小企業等の皆様に必要な資金を安定的に供給し、必要に応じて経営改善支援を行うなど、課題解決型金融の実践に努め、地域と共に歩んでまいりました。

金融円滑化法につきましては、平成25年3月末に期限が到来しましたが、当金庫では同法の趣旨を引き続き尊重し、貸付条件の変更等の申し出があった場合には、それを真摯に受け止め、貸出先の抱えている課題を十分に把握したうえで、その解決に向けてきめ細かな対応を行います。

また、これまでと同様に、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努め、地域金融機関として地域経済の活性化に全力を挙げて取り組んでいく所存であります。

なお、貸付条件の変更等につきましては、下記の相談窓口へお気軽にご相談下さいます ようお願い申し上げます。

「ご相談窓口〕

- ○営業店 貸付窓口又は得意先係担当者まで
- ○「金融円滑化苦情・相談フリーダイヤル」 0120 414 051